

株式会社みんなのウェディング

計算書類等

第7期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

事業報告

(平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社を取り巻くインターネット業界においては、インターネットの普及により、ソーシャルメディアやC G M (Consumer Generated Media) サイトといった「消費者発信型メディア」が拡大しております。消費者の購買行動は、商品やサービスの供給側からマスメディア経由で発信された情報に基づくものから、インターネットで情報を比較検討した上で商品やサービスを購入し、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) に口コミを投稿して情報を共有し、拡散する形へと変化しております。また、スマートフォン個人保有率は56.8%と過半数を超え、20代では94.2%、30代では90.4%となり(出典:総務省「平成29年版 情報通信白書」)、サービスの中心はモバイルインターネットへと移っております。

このような環境の中、当社は「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念とし、「結婚式の本当を伝える」を「みんなのウェディング」サイトのミッションとして、最高の結婚式を実現したい花嫁・花婿に対し、ウェディングに関する情報提供サービスに取り組んでおります。

「みんなのウェディング」サイトでは、花嫁・花婿の立場に立って、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、その他結婚式に関する様々な情報を提供し、また、メディア一体型オンラインデスクとリアルでの相談デスクにて、専門スタッフが電話やチャット、対面での相談を行うことで、ユーザーによる結婚式場選びの比較・訪問・申込をサポートしております。

当事業年度において、当社は、「みんなのウェディング」サイトの媒体力の強化と、これを売上高につなげる仕組み作りを行っております。結婚式場が「みんなのウェディング」サイトに掲載しやすい契約体系を取り入れることによりコンテンツ量を増加させ、ユーザーにとって更に魅力あるサイトとなるよう取り組んでおります。また、継続してユーザーファーストを徹底し、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討し、自分達に合った結婚식을挙げられるよう、サイトデザインの改修・改善やサービスの拡充等

り組んでおります。

そのような中、当社は、人員増加のペースが緩やかになったことから、平成29年9月をもって本社移転をいたしました。また、保有する株式会社うるの株式を、同社の株式上場に伴い売出にて売却しております。更に、従業員等に対する報酬制度を検討してきた結果、株式給付信託（J-ESOP）を廃止し、本信託の解消のため当社株式を無償で取得し、消却いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,568,509千円（前事業年度比7.9%減）、営業利益は50,400千円（前事業年度比78.5%減）、EBITDAは190,177千円（前事業年度比41.3%減）、経常利益は51,648千円（前事業年度比78.1%減）、当期純利益は135,280千円（前事業年度比11.1%減）となりました。なお、結婚式をプロデュースする「Brideal（ブライディール）」を、前事業年度の平成28年1月1日付で事業譲渡しております。

当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

当事業年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) サイト価値の向上

当社運営サイトの成長とサイト利便性の向上を促進させるため、花嫁・花婿が当社運営サイト内において複数の結婚式場を比較検討して決定できるようにサイトの改修・改善を行うことに加え、口コミの量と質を向上させるための仕組み作り等の取り組みを推進しております。そのような中、近時の品質基準に満たない過去の記事の一部を非掲載としました。その結果、平成29年9月の全体UB数（当該月における「みんなのウェディング」サイト及び「みんなのウェディングアプリ」の月間利用者数をブラウザ数と端末数から算出した延べ人数）は3,569千人（前年同月比1,033千人減）となりました。

(b) 事業構造の変革 （新契約体系の展開）

クライアントのニーズに合った契約形態のラインアップを増やし、結婚式の施行等を軸とした課金も行う契約体系の販売に取り組んだ結果、従来、当社の運営サイトへの掲載に消極的だった結婚式場が参画しやすくなり、平成29年9月末現在の有料掲載結婚式場数（「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数）は1,257件（前四半期末比33件増）となりました。

(相談デスクの強化)

ユーザーファーストを徹底して更なるユーザー価値を提供するため、全国のユーザーや結婚式場を対象としたメディア一体型オンラインデスクの展開に加えて、対面での相談ニーズに応えるリアルでの「みんなのウェディング相談デスク」を再オープンしました。メディア一体型オンラインデスクとして電話やチャットによるユーザーコンシェルジュ機能を調整しながら強化し、また、対面でユーザーに寄り添って結婚式場選びの比較・訪問・申込をサポートしております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は95,737千円であり、その主なものは本社移転に伴う有形固定資産の取得に係るものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

保有する株式会社うるるの株式を、同社の株式上場に伴い平成29年3月16日に売出にて全て売却いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成26年9月期 (第4期)	平成27年9月期 (第5期)	平成28年9月期 (第6期)	平成29年9月期 (当事業年度) (第7期)
売上高(千円)	1,504,194	1,888,760	1,703,261	1,568,509
経常利益(千円)	292,241	172,136	236,232	51,648
当期純利益(千円)	183,030	115,524	152,088	135,280
1株当たり 当期純利益(円)	27.07	15.43	19.89	17.55
総資産(千円)	3,528,099	3,354,320	3,566,713	4,102,887
純資産(千円)	3,158,191	3,074,351	3,265,204	3,600,166
1株当たり 純資産額(円)	414.61	411.93	423.50	466.95

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成25年11月19日付で株式1株につき3,000株の割合をもって株式分割を行っていますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

クックパッド株式会社は、当社の親会社でしたが、平成28年12月22日付で同社の子会社における役員の異動等により、同社及びその緊密な者等が所有する当社の議決権数の合計が過半数を下回ることにより、親会社に該当しないこととなり、期末時点で該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の業績は現在のところ比較的堅調に推移しております。しかし、その目標とするところに対して、まだ始まったばかりの事業ステージにあり、以下の事項を主要な課題と認識し、対処してまいります。

① ユーザーファーストの徹底

当社のサービスは、結婚式を挙げようとする花嫁・花婿の悩みを解消することに社会的な存在価値があり、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討する際に支持されるようなサイトである必要があると考えます。ユーザーファーストを徹底し、花嫁・花婿の立場に立って利便性の高いサイト作りを行ってまいります。

② 優秀な人材の採用・育成

当社事業の拡大及び成長のためには、ユーザー価値に忠実な人材の採用と、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題と考えます。当社は、事業展開に沿って計画的に優秀な人材の採用を行っていくと同時に、ユーザーファーストな考え方を社員に徹底していく等、人材の育成に取り組み、従業員の定着を図ってまいります。

③ 利益の創出

当社は、上場会社として安定的に利益を生み出しながら成長を続けていくことが重要であると考えます。当社はまだ成長段階にあるため、当面の間は事業規模拡大等のために投資が必要ですが、コストを適切にコントロールし、安定的に利益を計上できるよう努めてまいります。

④ 認知度の向上

当社が展開する事業は、開始してからまだ日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。当社の事業が拡大及び成長していくためには、当社の運営するサイトの認知度を向上させ、多くの花嫁・花婿が結婚式場を選んで決めるサイトになることが必要です。

⑤ 新サービスの展開

多様化するニーズに応えるため、当社は常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。今後も既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場やその他周辺領域における新規サービスの展開を図ること

で、既存ユーザーへの更なる付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

⑥ システム基盤の強化

当社は、サービスをインターネット上で提供していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性及びセキュリティ管理体制の構築が重要であります。当社は、継続してインターネット環境の変化に対応したシステム基盤の強化に取り組んでまいります。

⑦ 経営管理体制の構築・強化

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに継続的に成長していくためには、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス体制の強化を含め、内部統制の整備、強化、見直しを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年9月30日現在）

事業区分	事業内容
みんなのウェディング事業	結婚式場の口コミサイト運営

(6) 主要な営業所（平成29年9月30日現在）

本 社	東京都港区
-----	-------

(7) 使用人の状況（平成29年9月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	6名減	34.0歳	2.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおり、臨時使用人は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,709,200株
- (3) 株主数 1,676名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
穂 田 誉 輝	4,573,700	59.33
飯 尾 慶 介	385,000	4.99
石 渡 進 介	330,000	4.28
Y J 1 号 投 資 事 業 組 合	299,700	3.89
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	134,500	1.74
佐 々 木 聡 晃	108,500	1.41
新 井 普 之	91,000	1.18
楽 天 証 券 株 式 会 社	78,700	1.02
株 式 会 社 S B I 証 券	77,600	1.01
B N Y M S A	63,331	0.82

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年3月17日付取締役会決議により、株式給付信託（J-ESOP）を廃止し、平成29年3月29日をもって本信託の解消のため当社株式163,100株を無償で取得し、消却いたしました。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

平成27年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回有償新株予約権

新株予約権の総数	4,350個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 435,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	平成27年12月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,374円
新株予約権の行使期間	平成29年1月1日から平成32年12月31日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、平成28年9月期、平成29年9月期または平成30年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。 なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
割当先	当社取締役 4名 1,600個 当社従業員 90名 2,750個

(注) 平成29年9月30日時点における割当先は、退任及び退職による権利の喪失により、当社取締役3名1,200個、当社従業員72名2,020個であります。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年9月30日現在）

会社における 地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 渡 進 介	CEO ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナ ー弁護士 株式会社コロプラ 取締役 ホリデー株式会社 代表取締役
取 締 役	間 渕 紀 彦	事業開発領域統括プロデューサー
取 締 役	有 川 久 志	—
取 締 役 会 長	穂 田 誉 輝	株式会社オウチーノ 取締役会長 株式会社LITALICO 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	岩 田 彰 一 郎	アスクル株式会社 代表取締役社長兼CEO 株式会社資生堂 社外取締役
常 勤 監 査 役	熊 谷 祐 紀	熊谷法律事務所 代表 弁護士 綿半ホールディングス株式会社 社外取締役
監 査 役	山 田 啓 之	山田啓之税理士事務所 代表 税理士 エイジックス株式会社 代表取締役 AZX総合会計事務所 代表 Fringe81株式会社 監査役
監 査 役	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 株式会社コロプラ 社外取締役（監査等委員）

- （注）
1. 代表取締役社長兼CEO石渡進介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 2. 取締役岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役熊谷祐紀氏、監査役飯田耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山田啓之氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役熊谷祐紀氏、山田啓之氏及び飯田耕一郎氏は、社外監査役であります。
 6. 取締役岩田彰一郎氏及び監査役熊谷祐紀氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
 - ・監査役澤田静華氏は、平成28年12月21日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容

当社と業務執行を行わない取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、10万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	70,816千円 (5,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	19,499 (19,499)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	90,316 (24,899)

- (注) 1. 当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月13日開催の第3回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の第2回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岩田彰一郎氏は、アスクル株式会社の代表取締役社長兼CEO及び、株式会社資生堂の社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役熊谷祐紀氏は、熊谷法律事務所の代表及び、綿半ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼務先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏は、山田啓之税理士事務所の代表、エイジックス株式会社の代表取締役、AZX総合会計事務所の代表及び、Fringe81株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ・監査役飯田耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士及び、株式会社コロプラの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、森・濱田松本法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 岩田 彰一郎	当事業年度開催の取締役会19回のうち15回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験をもとに経営全般に関する助言・提言や、取締役の職務執行の監督等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 熊谷 祐紀	平成28年12月21日就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、適切な内部統制整備について助言・提言を行っております。
監査役 山田 啓之	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、適切な内部統制整備について助言・提言を行っております。
監査役 飯田 耕一郎	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、適切な内部統制整備について助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、監査役全員の同意により会計監査人を解任するか、「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（平成29年10月13日改定）を定めており、その基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び経営会議の職務執行の監督を行い、当社の監査役会は、取締役及び経営会議の職務執行の監督を行う。
- ② 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ③ 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社及び子会社における各部門のコンプライアンス上の課題を継続的に検討し、法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ④ 当社は、代表取締役直轄の内部統制室にて、当社及び子会社における各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。
- ⑤ 当社は、当社及び子会社における法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び子会社における社内報告体制として内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 必要に応じ、取締役、監査役及び監査法人等はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社の取締役会は「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。
- ② リスク情報等についてはコンプライアンス・リスク管理委員会より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて対応し、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行うものとする。
- ③ 当社は、当社及び子会社の経営に重大な影響を与える不測の事態の発生に備え、事業継続計画を整備する。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ⑤ 内部統制室は当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は月に1回、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。また、経営会議を週に1回、又は必要に応じて適時開催し、取締役会の定めた業務執行の基本方針に従い、取締役会から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進する。当社及び子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
- ② 取締役は代表取締役の指示の下、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、当社及び子会社は、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
- ③ 各部門においては、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を受け、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社及び子会社の業務執行状況を監視・監督し、当社の監査役及び内部統制室は、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- ② 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社は「行動規範」を定め、子会社にもこれを適用する。
- ③ 子会社の経営管理については、担当部門を定め、子会社の経営管理に関する基本方針及び「関係会社等管理規程」に基づいて行うものとする。
- ④ 当社は、子会社に、自社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部統制室に報告させ、当社の内部統制室は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑤ 当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、当社の監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- ③ 当社は、当社の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、子会社の規程において明記させるとともに、当社及び子会社において周知徹底させる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部統制室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ② 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
- ③ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
- ④ 当社は、監査役が監査を実施することによって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ② 反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

この業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役の職務執行を効率的に行うため、業務執行取締役から構成される経営会議を週1回開催し、取締役会から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を機動的に推進しております。

(2) 監査役

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議やその他の重要会議への出席、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行っております。また、会計監査人や内部統制室と情報交換を実施して内部統制システム全般をモニタリングしております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部統制室は、代表取締役の指示の下、内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに定着を図っております。

(4) コンプライアンス

コンプライアンス基本方針・行動規範を制定するとともに、コンプライアンスについての教育・研修を毎月継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図り、健全な職務執行を行う環境を整備しております。

(5) リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会では、リスクにつながるおそれのある事象の発生状況を把握し、適宜、必要に応じて再発防止策等を指示しております。また、事業継続計画の一環として、大規模災害時等における早期の復旧の前提となる取締役や監査役、使用人等の安否確認を確実・迅速に行う仕組みを導入しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、将来の事業展開と経営基盤の強化に備え企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、株主価値の向上として株主への配当を行うこと、これを大きくしていくことを基本方針としております。また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場における新規サービスを展開し、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えております。したがって、更なる成長へ向けたサービスの拡充や、組織の構築等に投資を行うことを優先していくことが株主価値の最大化に資すると考え、現在、剰余金の配当を実施しておりません。

当面の間はその原資となる内部留保の充実を図りつつ、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を行うこと、これを大きくしていくことを検討してまいります。

内部留保資金につきましては、ユーザーファーストなサービスを展開していくためのサービス開発、システム投資及び組織体制整備等の財源として、中長期的には安定して継続的にサービス提供するための事業基盤の整備並びに新たな成長分野への投資等の財源として利用していく予定であります。

貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,740,636	流 動 負 債	483,054
現金及び預金	3,436,081	買 掛 金	8,794
売 掛 金	242,982	未 払 金	212,538
貯 蔵 品	535	未 払 費 用	24,056
前 渡 金	174	未 払 法 人 税 等	207,714
前 払 費 用	20,249	未 払 消 費 税 等	1,108
繰 延 税 金 資 産	39,592	前 受 金	2,311
そ の 他	5,507	預 り 金	6,932
貸 倒 引 当 金	△4,487	ポ イ ン ト 引 当 金	19,320
固 定 資 産	362,250	そ の 他	278
有 形 固 定 資 産	96,991	固 定 負 債	19,666
建 物	81,048	資 産 除 去 債 務	19,666
工具、器具及び備品	15,943	負 債 合 計	502,721
無 形 固 定 資 産	70,012	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	1,759	株 主 資 本	3,599,844
ソ フ ト ウ ェ ア	68,252	資 本 金	1,455,682
投資その他の資産	195,246	資 本 剰 余 金	1,443,359
敷金及び保証金	180,697	資 本 準 備 金	1,443,359
破 産 更 生 債 権	6,035	利 益 剰 余 金	700,802
長 期 前 払 費 用	1,625	そ の 他 利 益 剰 余 金	700,802
繰 延 税 金 資 産	12,327	繰 越 利 益 剰 余 金	700,802
そ の 他	596	新 株 予 約 権	322
貸 倒 引 当 金	△6,035	純 資 産 合 計	3,600,166
資 産 合 計	4,102,887	負 債 純 資 産 合 計	4,102,887

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年10月1日から)
(平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,568,509
売 上 原 価		287,791
売 上 総 利 益		1,280,718
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,230,317
営 業 利 益		50,400
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	488	
違 約 金 収 入	446	
そ の 他	313	1,248
経 常 利 益		51,648
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	499,527	
そ の 他	108	499,635
特 別 損 失		
株 式 給 付 制 度 解 約 損	202,105	
そ の 他	4,049	206,154
税 引 前 当 期 純 利 益		345,129
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	228,460	
法 人 税 等 調 整 額	△18,610	209,849
当 期 純 利 益		135,280

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から)
(平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 計 合		
		資本準備金	資本剰余金 計 合	その他 利益剰余金	利益剰余金 計 合				
				繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,455,682	1,443,359	1,443,359	565,522	565,522	△199,724	3,264,839	365	3,265,204
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				135,280	135,280		135,280		135,280
自己株式の消却						199,724	199,724		199,724
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純 額)								△43	△43
当期変動額合計	-	-	-	135,280	135,280	199,724	335,004	△43	334,961
当 期 末 残 高	1,455,682	1,443,359	1,443,359	700,802	700,802	-	3,599,844	322	3,600,166

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

投稿促進や式場訪問予約促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、平成29年9月に本社移転を実施しており、移転に伴い利用不能になる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、支払発生までの見込み期間を短縮し、将来にわたり変更しており、かつ見積額をより精緻な金額に変更しております。

なお、上記の変更により当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は83,160千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 21,615千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価 8,521千円

販売費及び一般管理費 23,783千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,872,300株	一株	163,100株	7,709,200株

(注) 株式給付信託(J-ESOP)を廃止し、平成29年3月29日をもって本信託の解消のため当社株式163,100株を無償で取得し、消却いたしました。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	163,100株	一株	163,100株	一株

(注) 1. 当事業年度期首の自己株式の数は、「株式給付信託(J-ESOP)」が所有する当社株式数であります。

2. 自己株式の数の減少は「株式給付信託(J-ESOP)」廃止に伴う自己株式163,100株の取得および消却によるものであります。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第5回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	60,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,247千円
ソフトウェア	8,890
ポイント引当金	5,962
未払金	15,646
未払費用	2,024
未払事業税	11,750
減価償却費	1,223
一括償却資産	2,056
資産除去債務	6,022
その他	1,057
繰延税金資産合計	57,880
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,960
繰延税金負債合計	△5,960
繰延税金資産の純額	51,919

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	1.1
同族会社の留保金課税	9.2
のれん償却費	0.2
株式給付制度解約損	17.9
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.8

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に差入れ先の状況等の確認を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現 金 及 び 預 金	3,436,081	3,436,081	-
(2) 売 掛 金	242,982		
貸倒引当金(※)	△4,487		
	238,495	238,495	-
(3) 敷 金 及 び 保 証 金	180,697	177,682	△3,014
資 産 計	3,855,274	3,852,259	△3,014
(1) 買 掛 金	8,794	8,794	-
(2) 未 払 金	212,538	212,538	-
(3) 未 払 法 人 税 等	207,714	207,714	-
(4) 未 払 消 費 税 等	1,108	1,108	-
負 債 計	430,155	430,155	-

(※) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	1 0 年 超 (千円)
現金及び預金	3,436,081	-	-	-
売掛金	242,982	-	-	-
敷金及び保証金	113,608	-	-	-
合計	3,792,672	-	-	-

(※) 敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できるもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(67,088千円)については、償還予定額に含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 466円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円55銭 |

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月13日

株式会社みんなのウェディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みんなのウェディングの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月14日

株式会社みんなのウェディング監査役会

常勤監査役（社外監査役） 熊 谷 祐 紀 ㊞

監査役（社外監査役） 山 田 啓 之 ㊞

監査役（社外監査役） 飯 田 耕一郎 ㊞

以 上